

(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

第 1 総括事項

- 1 本事業により発電機が大型化されるため、工事中及び供用開始後に騒音・超低周波音、景観、動植物等への影響の増大が懸念される。また、対象事業実施区域周辺には複数の風力発電所が存在することから、複合的な影響も懸念される。そのため、周辺の他事業者との情報共有に努めるとともに、発電機の大型化を踏まえて、適切に事後調査を実施すること。
- 2 事業実施に当たっては、関係機関の理解と協力のもと、関係法令を厳守し、周辺環境に与える影響について可能な限り低減すること。また、地域住民からの要望や苦情等に対しては誠意を持って対応し、住民の心に寄り添って住民不安の解消に努めること。

第 2 個別事項

1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) 適正な環境配慮の確保の実施を図り、地域の実情に応じた地域貢献のあり方を検討するなど、地域にとって受容性の高い事業計画とし、地域共生型の再生可能エネルギーを目指すこと。
- (2) 引き続きホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、住民の心に寄り添った誠意ある対応で事業を進め、地域住民との相互理解の醸成に努めること。また、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等からの意見や要望、苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。
なお、伊方町長からも、地域住民等に丁寧な説明を行い、十分に理解を得られるよう配慮を求める意見が提出されていることから、誠実かつ確実に対応すること。
- (3) 住民意見に対し、具体的な回答ができていない事業者見解がみられるので、住民目線での具体的な見解を示すこと。
- (4) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ、又は「環境影響図書の公開について（改訂版）」（令和 4 年 6 月 30 日付け環政評発第 2206303 号）に基づき環境省のホームページで引き続き継続的に公開すること。

2 騒音・超低周波音

騒音及び超低周波音については、人によって感じ方が異なるとともに、対象事業実施区域周辺にある風力発電所との複合影響が懸念されることから、建替え後に継続的

な環境監視を実施し、調査結果の蓄積を図るとともに、ホームページ等によりデータ開示を行い、情報公開に努めること。

また、事後調査では、予測地点での実測を行い、予測評価の検証を行うこと。

3 水環境

計画地の下流域には取水地点が存在していることから、工事の実施に当たっては、切土及び盛土を最小限にとどめるとともに、局所的な豪雨に対しても十分な容量の沈砂池の設置や工事関係者への周知などの環境保全措置を徹底すること。

4 動物・植物

- (1) 事業実施想定区域周辺には、希少な動植物が多数生息していることから、必要最低限の土地改変に努め、動植物への影響を回避、低減できるよう配慮すること。
- (2) 本事業の実施により少なからず尾根筋が分断されることや、騒音・超低周波音等の影響により動物の行動に変化が生じるおそれがあるため、専門家の意見を聴取する等して、事後調査を実施すること。また、事後調査実施期間についても、専門家の意見を聴取する等して、複数年の実施を検討すること。
- (3) 風力発電は、ある程度自由に稼働と停止を制御できることから、猛禽類の渡り時期や時間の状況を見て、稼働を控えるなどの配慮を検討すること。
- (4) 法面緑化については、事業地内の表土を用いる工法により実施すること。

5 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

伊方町は、「風車のまち」として、風車を「町を語るシンボルづくり」や「観光資源」等として、位置付けていることから、景観にも十分配慮した施設とすること。また、事業実施区域周辺には、サイクリングコースや海水浴場などが存在することから、これら人と自然との触れ合い活動の場には事業による土地の改変を行わないこと。

6 廃棄物等

事業の実施により発生する廃棄物について、排出の抑制、再利用及びリサイクルを徹底し、可能な限り発生量の低減に努めるとともに、適切に処理すること。

また、発生土についても、埋め戻し及び盛土等に利用し、可能な限り発生量の低減に努めるとともに、関係法令等に基づき適切に処理すること。

7 文化財

対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、当該地域では、旧石器時代の遺跡等が発見される可能性が極めて高いので、十分に注意し、新たに遺構や遺物を発見した場合は、伊方町教育委員会等と協議し、適切に対応すること。